

## 議案第38号

### 財産の減額貸付けについて

下記のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

### 記

#### 1 減額貸付けをする財産

所 在 山陽小野田市大字西高泊字西大塚1184番1 外  
建物種類 山陽小野田市地方卸売市場施設  
面 積 8,584.61平方メートル

#### 2 減額貸付けの相手方

山陽小野田市大字西高泊1198番地10  
Yフーズ株式会社  
代表取締役 山崎 敏彦

#### 3 減額貸付けの理由

Yフーズ株式会社が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、山陽小野田市地方卸売市場の施設を当該法人に減額して貸し付けるものである。

#### 4 減額貸付けの条件

- (1) 貸付物件は、卸売市場の用途に使用し、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条に規定する地方卸売市場の認定を受けること。
- (2) 市と当該法人が締結する卸売市場の運営に関する協定書に基づき運営すること。

#### 5 減額貸付けの期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

6 貸付けの金額

年額 240,000円

〔山陽小野田市普通財産貸付料算定基準に基づく貸付料  
3,614,600円〕